

八代市工事請負代金及び業務委託料の代理受領に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市公共工事請負契約約款、八代市公共工事関係業務委託契約約款及び八代市公共建築設計業務委託契約約款に規定する「第三者による代理受領」の事務処理について、受注者の円滑な業務の遂行と金融業者の取扱いに関し必要な事項を定める。

(第三者による代理受領の対象金額)

第2条 前金払(中間前金払を含む。以下同じ。)又は前金払後に部分払をした以後においては、請負代金(業務委託料)から前払金又は前金払後の部分払金の合計額を控除した額の範囲内とする。

2 前金払又は部分払を行う以前においては、請負代金(業務委託料)の範囲内とし、代理受領承諾後は、前金払又は部分払を請求することはできない。

(第三者による代理受領の承諾の手続について)

第3条 請負(業務受託)者から市発注の請負代金(業務委託料)の受領について第三者に委任する旨の申し出があったときは、契約書の写し、委任状、代理受領承認願及び代理受領者の口座振替依頼の書面を各1部提出させるものとする。

2 代理受領者は、次に掲げる金融機関であることとし、これらに該当しない場合は、承諾しない。

普通銀行、商工組合中央金庫、全国信用金庫連合会、信用金庫、
全国信用協同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会、労働金庫、
農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用組合、農業協同組合、
建設業協同組合その他預金の受け入れを行う金融機関

3 承諾行為に当たっては、委任状により承諾伺をたて、契約検査課長の決裁を受けるものとする。

4 承諾決裁後は、速やかに代理受領の承認書を請負(業務受託)者に交付するものとする。

5 複数の代理人に対する支払いはできないものとする。

6 請負(業務受託)者から増減額についての代理受領委任の申し出があったときは、増減額部分の関係様式を新たに提出させず、すでに受領した当該関係様式を返却し、新たに変更後の関係様式を提出させるものとする。

7 代理受領に係る委任解除の申し出があった場合は、その解除届に、先に交付した代理受領の承認書を添付の上、提出させるものとする。

8 回収した代理受領の承認書は、設計書に添付し、保管するものとする。

(その他)

第4条 代理受領を承諾した場合は、当該請負(業務受託)者の経営状況及び工事又は業務委託の履行状況について、十分注意を払うものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。